

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

危機管理室

目 次

I 令和6年度予算の概要

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 予算編成方針 | 1 |
| 2 | 主要施策 | 1 |

II 一般会計（予算第1号議案関係分）

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 歳入歳出予算一覧 | 8 |
| 2 | 歳入予算の説明 | 10 |
| 3 | 歳出予算の説明 | 12 |

III 関連議案

- | | | |
|-------|---|----|
| 第7号議案 | 学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件
（関係分） | 13 |
| 第9号議案 | 執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の
条例の件（関係分） | 14 |

I 令和6年度予算の概要

1 予算編成方針

南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害をはじめ、激甚化・頻発化する風水害や国民保護事案等、様々な危機事象に対する備えを着実に進めるとともに、市民の安全・安心を守るための施策を推進するため、次のとおり予算編成を行った。

2 主要施策

[_____ は新規・拡充事業]

(1) 令和6年能登半島地震の被災地への支援

10,000千円

広域支援の枠組みの下、国や他の自治体、関係機関等と緊密に連携しながら、全庁を挙げて被災地に寄り添った支援を行う。



[被災地支援の様子]



[神戸市被災地支援対策本部 本部員会議]

(2) 危機管理体制の充実

① 災害救助基金の造成

77,000千円

災害救助法において、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため積立が義務付けられている災害救助基金について、必要な積み増しを行う。

- ・災害救助基金積立状況（令和4年度末時点）：1,000,106千円

② 初動体制の確保

51,425千円

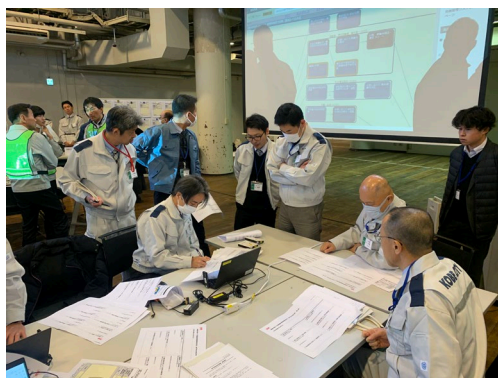
初動対策員の配置（自衛隊・県警・海上保安庁退職者8名）や危機管理室管理職による当直体制など、24時間365日の監視体制及び初動体制を確保する。

③ 防災訓練等の実施

9,036千円

神戸市総合防災訓練として、南海トラフ地震等の発生を想定した実践的な初動対応訓練を実施するとともに、各区において市民参加型の訓練を実施し、市民の防災意識の向上を図る。

また、国民保護事案等、様々な危機事象に迅速・的確に対応できるよう各種訓練や研修を実施する。



[神戸市総合防災訓練]



[各区総合防災訓練]

④ 災害対応工程管理システム（BOSS）の運用

3,105千円

災害対応に関する各種計画やマニュアルを一元管理し、その全体像や進捗状況を見える化する「災害対応工程管理システム（BOSS）」を活用した訓練等を実施する。



[災害対応工程管理システム（BOSSシステム）]

⑤ 災害情報の収集・伝達網の充実

152,610千円

災害時に迅速かつ的確に情報収集・発信ができるよう、危機管理システムや被災者生活再建支援システムの保守・運用を行うとともに、民間事業者や研究機関等との連携により、SNSやAIを活用した情報収集・発信ツールの活用を推進する。

また、防災行政無線の屋外スピーカーを3ヵ所更新する。



[防災行政無線]

⑥ 災害時における物資供給の円滑化

1,380千円

大規模災害時に被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給するため、有識者・民間事業者・関係行政機関で構成する「神戸市災害時物資円滑供給検討会」において、民間事業者の物流倉庫を活用した訓練等を実施する。



[物資供給訓練]

⑦ 帰宅困難者対策の推進

9,562千円

地震等により複数の公共交通機関が停止した場合に発生する帰宅困難者の安全を確保するため、神戸都心地域における一時滞在施設の拡充や備蓄の確保、一斉帰宅抑制の周知、帰宅困難者対策訓練を官民連携により実施する。

また、帰宅困難者の迅速な安全確保のため、一時滞在施設へ円滑に誘導する「帰宅困難者支援システム」の運用を開始する。



[帰宅困難者対策訓練]



[帰宅困難者支援システム]

⑧ 津波避難対策の推進

2, 594千円

沿岸地域の津波避難対策を推進するため、区や消防署と連携して、防災福祉コミュニティ等の地域津波防災計画改定を支援するとともに、津波避難サインや津波避難情報板の更新を行う。



[津波避難サイン]



[津波避難情報板]

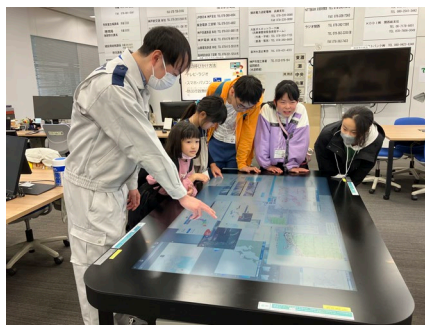
⑨ 市民防災意識の向上

ア 防災啓発の推進

3, 850千円

阪神・淡路大震災の語り部派遣、市内の大学・NPO・企業と連携した防災イベントの開催等により、阪神・淡路大震災の教訓の継承や市民の防災意識の向上を図る。

さらに、阪神・淡路大震災30年関連事業として、震災をきっかけに防災・減災の活動に取り組む神戸市民・団体にスポットライトを当てた市民フォーラムを実施する。



[神戸防災のつどい]



[市民フォーラム (イメージ)]

イ 風水害からの適切な避難行動を促す取組み

4, 102千円

風水害の際に市民が適切な避難行動をとれるよう、土砂災害警戒区域等に指定された地域を中心に、地域団体に対して防災士等を派遣して、日ごろからの備えに関する講義や、地域の状況に応じたオリジナルの避難マップの作成等を行う。

⑩ 重要インフラへのサイバー攻撃対策の実施

令和5年度2月補正 20,000千円

市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある病院・交通・水道等の重要インフラへのサイバー攻撃に対するセキュリティ対策として、各システムの脆弱性診断やリスク評価基準書の更新、インシデント対応訓練等を実施する。

(3) 安全で安心なまちづくりの推進

① 地域安全対策の推進

ア 神戸市カメラの運用

60,450千円

子どもや女性に対する犯罪防止を主目的として、通学路や駅周辺等に設置した神戸市カメラ2,500台の保守・運用を行うとともに、県警等からの照会に対して迅速な画像提供を行う。



【神戸市カメラ】

イ 神戸市カメラの増設

令和5年度2月補正 255,767千円

市民の体感治安の向上及び犯罪の起きにくいまちづくりを、市として主体的に推進していくため、令和6年度より3箇年かけて、通学路や駅周辺等に神戸市カメラ約2,500台を増設する。この増設にあたっては、通学路の交差点等にある地域カメラの神戸市カメラへの置き換えを積極的に推進することにより、地域負担の軽減を図る。

【設置台数（予定）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
約500台	約1,000台	約1,000台

ウ 地域における防犯カメラ設置・更新等の支援 101,900千円

地域団体が設置する防犯カメラについて、設置や更新、修繕にかかる費用の補助を行う。また、神戸市カメラの増設に伴い、補助制度の見直しを行う。

【補助上限額（1箇所あたり）】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度（予定）
新規	140千円 （うち県補助60千円） ※建柱あり+30千円	120千円 （うち県補助40千円） ※建柱あり+30千円 ※1団体10箇所まで	—
更新	110千円	110千円 ※1団体20箇所まで	80千円 ※対象経費の上限1/2 ※1団体5箇所まで
修繕	50千円	50千円	50千円 ※対象経費の上限1/2

エ 地域における防犯活動の支援 3,531千円

地域の防犯活動を担う防犯協会や青色防犯パトロールの実施団体に対し、補助金や物品の支給等により支援を行う。



[地域における防犯活動]

オ 特殊詐欺対策の実施 令和5年度2月補正 30,000千円

高齢者世帯の特殊詐欺被害を防止するため、着信前自動警告機能や自動録音機能を有する電話機等の購入に対する補助を行う。

【補助額】

令和5年度	令和6年度
上限8千円／台 （うち県補助：4千円）	上限10千円／台 （うち県補助：10千円）

カ 犯罪被害者等の支援

14,170千円

犯罪被害者やその家族に対して、ひょうご被害者支援センターや警察と連携し、日常生活等の支援を行う。

【主な支援内容】

支援項目	金額
遺族支援金	50万円
重傷病支援金	15万円
性犯罪被害支援金	15万円
緊急転居費助成	20万円／回
転居後の家賃助成	3万円／月
家事援助費助成	3千円／時間
一時保育費助成	3千円／日
奨学金の返還支援	30万円／年

② 交通安全対策の推進

ア 交通安全啓発の推進

82,893千円

学校園・地域等で開催している交通安全教室や自転車安全運転指導、四季の交通安全運動等により、市民の交通安全意識の向上を図る。



[交通安全教室]



[四季の交通安全運動]

イ 交通遺児家庭への支援

1,794千円

交通事故で保護者を亡くした子ども等に対して、奨学金の支給を行う。

【奨学金の支給額】

対象	金額
幼児（小学校就学1年前）	年額 44,400円（月額3,700円）
小学生	年額 50,400円（月額4,200円）
中学生	年額 58,800円（月額4,900円）

Ⅱ 一般会計（予算第1号議案関係分）

1 歳入歳出予算一覧

（単位 千円）

歳 入		
款	項	金 額
18 国庫支出金		3,000
	2 補助金	3,000
19 県支出金		6,520
	2 補助金	6,520
20 財産収入		16,050
	3 基金収入	16,050
21 寄附金		300
	1 寄附金	300
22 繰入金		85,201
	1 特別会計繰入金	8,201
	2 基金繰入金	77,000
24 諸収入		60
	7 雑入	60
25 市債		67,000
	1 市債	67,000
歳入合計		178,131

（単位 千円）

歳 出		
款	項	金 額
2 総務費		483,472
	1 総務費	483,472
3 市民費		429,168
	1 市民費	429,168
歳出合計		912,640

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比較	説明
16 分担金及負担金	0	10,000	△ 10,000	
1 負担金	0	10,000	△ 10,000	
1 総務費負担金	0	10,000	△ 10,000	
2 危機管理対策事業負担金	0	10,000	△ 10,000	重要インフラへのサイバー攻撃対策に係る分担金
18 国庫支出金	3,000	3,500	△ 500	
2 補助金	3,000	3,500	△ 500	
1 総務費補助	3,000	3,500	△ 500	
3 災害対策事業費補助	3,000	3,500	△ 500	都市再生安全確保計画の推進に係る補助金
19 県支出金	6,520	4,440	2,080	
2 補助金	6,520	4,440	2,080	
1 総務費補助	6,520	4,440	2,080	
3 防犯対策事業費補助	6,520	4,440	2,080	防犯カメラ設置補助に係る補助金
20 財産収入	16,050	15,000	1,050	
3 基金収入	16,050	15,000	1,050	
1 基金収入	16,050	15,000	1,050	
11 災害救助基金	16,050	15,000	1,050	災害救助基金の運用益
21 寄附金	300	1,900	△ 1,600	
1 寄附金	300	1,900	△ 1,600	
2 其他寄附	300	1,900	△ 1,600	
1 危機管理室	300	1,900	△ 1,600	防災対策充実のための寄附

22 繰入金	85,201	8,837	76,364	
1 特別会計繰入金	8,201	8,837	△ 636	
3 港湾事業会計繰入金	8,201	8,837	△ 636	
1 一般経費繰入	8,201	8,837	△ 636	初動対策員配置に係る経費
2 基金繰入金	77,000	0	77,000	
1 基金繰入金	77,000	0	77,000	
2 公債基金繰入	77,000	0	77,000	災害救助基金の造成に係る経費
24 諸収入	60	2,148	△ 2,088	
7 雑入	60	2,148	△ 2,088	
9 雑入	60	2,148	△ 2,088	
2 危機管理室	60	2,148	△ 2,088	隣接市町研修会開催に係る負担金
25 市債	67,000	164,000	△ 97,000	
1 市債	67,000	164,000	△ 97,000	
9 其他	67,000	164,000	△ 97,000	
1 危機管理対策事業公債	67,000	164,000	△ 97,000	防災行政無線に係る起債
歳入合計	178,131	205,385	△ 27,254	

3 歳出予算の説明

第2款 総務費

第1項 総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳			
				国 県 支出金	市債	その他 特定財源	一般財源
2 総務費	483,472	418,822	64,650	9,520	67,000	93,410	313,542
1 総務費	483,472	418,822	64,650	9,520	67,000	93,410	313,542
2 総務管理費	483,472	418,822	64,650	9,520	67,000	93,410	313,542

2 総務管理費 483,472千円

本目は、危機管理体制の充実及び地域安全対策の推進に係る経費である。

第3款 市民費

第1項 市民費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳			
				国 県 支出金	市債	その他 特定財源	一般財源
3 市民費	429,168	417,345	11,823	—	—	8,201	420,967
1 市民費	429,168	417,345	11,823	—	—	8,201	420,967
1 職員費	359,597	347,250	12,347	—	—	8,201	351,396
7 交通安全対策費	69,571	70,095	△ 524	—	—	—	69,571

1 職員費 359,597千円

本目は、危機管理室職員の給料、職員手当等である。

7 交通安全対策費 69,571千円

本目は、交通安全対策の推進に係る経費である。

Ⅲ 関連議案

危機管理室関係分抜粋

第7号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 学校法人の助成に関する条例（昭和26年4月条例第19号）
- (2) 神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年4月条例第19号）
- (3) 神戸市公債条例（昭和29年4月条例第22号）
- (4) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例（昭和32年1月条例第47号）
- (5) 神戸市統計調査条例（昭和32年6月条例第18号）
- (6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）
- (7) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年4月条例第2号）
- (8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例
（平成21年3月条例第55号）
- (9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例
（平成31年3月条例第45号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6号の規定は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。

第9号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例
(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

(市民の安全の推進に関する条例の一部改正)

第5条 神戸市民の安全の推進に関する条例(平成10年1月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第1章～第7章 [略]	第1章～第7章 [略]
	<u>第8章 神戸市安全なまちづくりに関する懇話会(第26条)</u>
<u>第8章 [略]</u>	第9章 [略]
附則	附則
	<u>第8章 神戸市安全なまちづくりに関する懇話会</u> <u>(懇話会の設置)</u>

<p>第8章 [略]</p> <p>第26条、第27条 [略]</p>	<p>第26条 市長の附属機関として、神戸市安全なまちづくりに関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。</p> <p>2 懇話会は、市長の諮問に応じ、安全に関する基本的施策及び市域における安全なまちづくりに関する基本的事項を調査審議するものとする。</p> <p>3 懇話会は、安全に関する施策及び市域における安全なまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第9章 [略]</p> <p>第27条、第28条 [略]</p>
-------------------------------------	--

(交通安全対策会議条例の廃止)

第8条 神戸市交通安全対策会議条例（昭和46年3月条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。